

ハード整備進める

12月

定例会報告

市長提出議案：12件
議員提出議案：4件



全議案可決・承認
(その他、諮問1件の答申)

—— 会 期 ——
11月30日(火)～12月17日(金)
(18日間)

PICK UP 01

補正予算

令和3年度能美市一般会計補正予算（第4号・第5号・第6号）※11月専決補正含む

コロナ対策に6,651万円の市独自予算

一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ14億2,800万円を追加し、予算総額は258億4,800万円となりました。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策の強化や「施策・事業の7本柱」に係る予算が追加されました。

補正予算の詳細は
能美市HPで



※金額は1万円未満を切り捨てて表示

A

改修を今後進めるにあたり、町会には進捗等を説明するほか、多世代交流や地域共生のイベントなどの相談・協力を含め、コミュニケーションを図っていききたい。**予**

Q

地元町会は、どのように亀齡荘の活動に関わっていくのか

A

駄菓子の販売コーナーや高齢者の方から昔の遊びを教えてもらうなど、多世代交流ゾーンを設けることを検討している。**教**

Q

子どもが遊びに行った場合、そこで何ができるのか

A

老朽化した設備の改修のほか、高齢者専用ゾーン、多世代交流ゾーンを設け、高齢者や子ども、障がい者も、生活にうるおいとくつろぎを与えるられるよう、多世代が利用できる空間づくりを目指す。**予**

Q

具体的にどのような改修を行うのか

多世代交流拠点への改修に向けた実施設計を行う

寺井老人福祉センター
亀齡荘施設改修事業

安全安心のまちづくり

1650万円



全面改修を予定している 亀齡荘

給食センター・亀齡荘

民間活力を導入する 新学校給食センター



※写真は現在の辰口学校給食センター

給食センター
整備事業

教育力の向上

2266万円

新学校給食センターに係る アドバイザー業務を委託

Q アドバイザリー業務の内容は

A 当該事業を実施する民間事業者の募集、事業者選定、契約までの業務支援である。**予**

Q アドバイザリー業者の選定に際して、特に重視する点は

A 専門性の高い業務についてアドバイザー業務を委託することから、専門的な知識やPFI事業への経験と実績などを重視する。**予**

Q 計上した委託料2266万円は、どのように算出したのか

A 内閣府のガイドラインに基づいて算出している。**教**

討論
反対

アドバイザーの言うがままに従うのではなく、職員が手早くアドバイザーを活用する力量が求められる。また、これまでもセンター化、PFI導入ありきで進められてきており、認めることはできない。

市内施設・
店舗応援事業

家計対策

5070万円

市内飲食店で使える割引券 上限4000円分を配布

Q これまで3回実施した「のみ応援特典券」を、今回「のみ応援イート券」として飲食店に限定した理由を問う

A 少人数の飲食店利用が短時間にとどまっております。大人数の会食や宴会は感染リスク配慮の点から利用が回復せず、他業種に比べてコロナ禍の影響が続いているため。**予**

Q 利用率目標と、その目標達成に向けた対策は

A 第3弾の利用率65・9%と同程度を見込んでいる。各取扱店には、ポスターの掲示とともに、イート券の利用を呼びかけていただく。**予**



「のみ応援イート券」は広報のみ1月号に付属しています。イート券を利用して、市内飲食店をみんなで応援しましょう！



PA連携活動で使用する資器材の一例

消防施設等整備事業

安全安心のまげづくり
190万円

PA※連携活動に必要な救急資器材(AED等)を整備

Q 救急資器材の整備にあたって、この資器材を使用するための訓練はどのように考えているのか

A PA連携活動は令和3年11月から行っているが、訓練は8月頃から実施している。今後もし引き続き訓練を継続し、市民に安全安心のサービスを提供したい。

※PA：Pは消防車(Pumper)、Aは救急車(Ambulance)を指す

新型コロナウイルス ワクチン接種事業

安全安心対策
6044万円

3回目の追加接種を実施するための体制を整備

Q 3回目の接種に際し、これまでの課題解消を図るための具体的な改善策を今回の予算に盛り込んでいるか

A ワクチン接種の予約方法は、前回と同様に電話またはWEBを予定している。

電話予約については、受付体制を整備するための予算を計上している。

高齢者等のネット予約については、市民全体への周知に係る予算を計上するとともに、あんしん相談センターや相談支援事業所等関係機関の協力を得ながら、不慣れや不安の解消に努めていく。



※金額は1万円未満を切り捨てて表示

PICK UP 02

条例改正

能美市生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について

生活支援ハウスの利用対象者拡大へ

市外の施設入所者等のうち、市から継続して福祉サービス等を受けている者や、諸事情により市外へ住民票を移さざるを得なかった者等を利用対象者の条件に追加し、生活支援ハウスの利用促進を図ります。

生活支援ハウスとは

介護支援、住居交流等を提供する高齢者向けの福祉施設です。一人暮らしに不安を感じている方などが利用できます。

入所するためには、概ね60歳以上の一人暮らし、または夫婦のみの世帯などの条件を満たす必要があります。



Q 指定管理者の募集について、競合した事業者はなかったのか(指定管理者：株式会社ニチイ学館)

A 近くに指定通所介護事業所等を経営する者という条件があるため、競合した事業者はなかった。教